

11月25日

## 安倍改憲 自衛隊明記の危険

①

安倍晋三首相は、「9条1項、2項を残しつつ、明文で自衛隊を書き込む」との9条改憲案を提示し、「2020年を新しい憲法が施行される年にしたい」と期限まで区切りました（5月3日、「読売」インタビュー）。改憲派集会へのビデオメッセージ。その後も矢継ぎ早に、改憲スケジュールや議論の進行ペースを速め、東京都議選（5月投票）で大惨敗の審判を受けても、秋の臨時国会に改憲案を提出する方針は「変わらない」と断言しています。自衛隊を憲法に明記する安倍の改憲の危険について考えます。

自民党憲法改正推進本部と発言しました。  
が6月12日と開いた会合の冒頭、保岡興治本部長・衆院議員はあいさつで「われわれは改憲の一つの大きな項目として、9条の政府解釈を一歩も動かさないで自衛隊を明確に位置づける」

## 政府解釈「1ミリも動かさない」？



田）安倍晋三首相は、日本共産党的小池晃書記局長の質問に対し「1項、2項を残す」ということになりますか

（）当然今まで受けている憲法上の制約は受けられるわけですか」と述べています。

「今まで受けている憲法上の制約」とは何か。自衛隊は「戦力」ではなく「自衛のための必要最小限度の実力」であり、「専守防衛」に徹し、集団的自衛権の行使、武力行使を伴う国連の集団安全保障活動への参加、海外での武力行使は、憲法上許されないと決していません。

（）「専守防衛」の原則は維持するとしています。

（）異なる「重み」をもつから

た。保岡氏のいう「9条の「武力なま平和」の理念を掲げたもので、軍事的価値を一切認めないものです。

（）これに対し、自衛隊を法に書き込めば、「武力による平和（自衛）」の理念に大きく転換します。軍事的価値が憲法によって承認され、自衛隊の存在は全く

（）それは、自衛隊が憲法に明記されれば、日本国憲法の性格が根本的に変化する」とい

# 憲法の性格根本的に変化

（）「軍事価値」承認  
憲法上、自衛隊の活動範囲が変わるかどうかを考え

（）自衛隊の憲法明記は、9条破壊の宣言そのものになります。

（）（）